

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百二十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、川口栄町3丁目銀座地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により公告する。

令和五年十二月五日

埼玉県知事 大野 元裕